

東洋町光ケーブル整備事業に伴う I R U事業者選定プロポーザル実施要領

本実施要領は、本町が地域情報格差を是正することを目的として実施する「東洋町光ケーブル整備事業」で整備するブロードバンド施設を用いたサービス提供及び運用保守を行う事業者（以下「I R U事業者」という。）の優先交渉権者選定のために実施する審査に関して、必要な要件を定めたものである。

また、整備後の施設運用については、「インターネット接続」を基本に、将来の I C Tにおける環境変化にも柔軟に対応できる民間事業者の創意工夫を生かしたサービスも選択可能としなければならないと考える。

したがって、民間事業者から創意工夫を生かしたサービス提供に関する提案を受け、本町が最もメリットとなる I R U事業者の優先交渉権者を選定することとする。

1 公示日 平成23年11月29日

2 提案に付する事項

- (1) 事業名称 東洋町光ケーブル整備事業に伴う I R U事業者選定
- (2) 調達方法 公募型総合評価方式
- (3) 履行期間 契約締結日から最低10年間以上

3 仕様書等

別添「東洋町光ケーブル整備事業に伴う I R U事業者選定提案仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

4 契約及び提案に関する事務を担当する部局名称及び所在地

〒781-7414 高知県安芸郡東洋町生見758-3

東洋町役場 総務課

TEL0887-29-3111 FAX0887-29-3813

5 提案審査および契約方法

提案参加者から東洋町が整備するブロードバンド施設を用いたサービス提供及び運用保守に関する提案を受け、東洋町光ケーブル整備事業施設運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された提案書等の審査を行い、総合的に最も優れた内容の提案を行った者を整備完了後の施設に関する賃貸借契約である I R U契約締結及び施設の運用保守業務委託契約の締結、サービス提供内容等に関する協定締結等の優先交渉権者とする。

なお、提案書等の審査に関する事項は、選定委員会においてこれを定める。また、契約に際しては、提案の内容と本町の意向について協議調整を行ったうえ、合意が得られた時点で随意契約による契約を行う。したがって、協定書や各契約書に記載する項目の詳細について

は、選定されたIRU事業者と協議の上で決定するものとする。

6 提案者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成23年11月29日現在において、本町での指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 平成23年11月29日現在において、電気通信事業法によって定められ、総務省に届け出た電気通信役務を提供している事業者であること。

7 参加表明書の提出

様式1のプロポーザル参加表明書により、プロポーザル参加者を受け付ける。なお、提出期限を過ぎた申し込みについては認めない。

(1) 受付期間

平成23年11月29日（火）～平成23年12月6日（火）午後5時まで

(2) 提出先 4に同じ

(3) 提出方法 直接持参又は郵送等による。

8 提案に関する質問

様式2の質問書により、下記のように受付・回答を行う。

(1) 受付期間

平成23年12月7日（水）～平成23年12月16日（金）午後5時まで

(2) 提出先及び提出方法

電子メールでのみ受け付ける。

E-mail : soumu@town.toyo.kochi.jp

なお、電子メールの件名は、「東洋町光ケーブル整備事業施設運営事業者選定に関する質問」とすること。

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答を取りまとめた上、随時参加者全員に電子メールで通知する。

(4) その他

受付期間経過後の質問及び指定した方法以外での質問は一切受け付けない。また、電話での質問は原則として受け付けない。

9 提案書の作成

(1) 提出書類

提出に際し、提出を求める書類は①②③とする。なお、作成にあたっては仕様書を考慮すること。

①企画提案提出書（様式第3号）

②本業務に関する企画提案書

ア 仕様書に沿って、項目ごとに内容を記述すること。

③価格提案書

ア 初期投資費用の見積書及び明細書

イ 自治体設備賃借料と保守費用の見積書及び明細書

ウ 住民が負担する初期工事費と月額利用料金の提示

エ 自治体の経年収支の提示

※ 留意事項

・上記イに関連し、10年間の自治体設備賃借料（IRU料金等）と保守費用（保守料、添架料）の全ての項目について総額でなく、算出根拠がわかる形で作成すること。

・臨時的な支出をしなければならない項目があれば、時期、内容、金額等も盛り込んでおくこと。

- (2) 受付期間 平成23年12月21日（水）午後5時まで
- (3) 提出先 4に同じ
- (4) 提出方法 直接持参又は郵送等による。
提出書類はA4版横長上綴じとする。
- (5) 提出部数 ①については1部、②、③については各10部
- (6) その他 提出期限後の提案書の追加・修正・差し替えは一切認めない。

10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施について

企画提案書及び価格提案書の内容等について評価するため、プレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。なお、実施日及び場所については下記のとおりとし、実施時間については別途通知する。

(1) 実施日時及び場所

日 時：平成23年12月26日（月）

AM10:00～PM17:00の間で1時間程度

場 所：東洋町生見758-3 東洋町役場第室

時間配分：プレゼンテーション、質疑応答それぞれ30分程度

プレゼンテーションの提案参加者からの参加人数は3名までとする。なお、プレゼンテーションの説明に必要な機材のうちプロジェクター及びスクリーンは本町において準備するが、その他必要とする機材については、提案参加者が手配すること。

11 結果通知について

- (1) 選定結果通知書により選定審査の結果を通知する。

- (2) 失格 ア 提案書等の必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
イ 6の提案参加資格を満たしていないと判断される場合

1 2 その他

- (1) 経費負担 提案に関わる一切の費用は、提案参加者の負担とする。
- (2) 提出書類 提出された書類は返却しないものとする。
提出された書類は当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 留意事項 本提案の審査はサービス提供・運用保守事業者内定のために行うものであり、提案内容は尊重するものの、契約、協定の際には協議を行い調整により双方合意に至った場合に各契約、協定を締結するものとする。